

介護員養成研修（生活援助従事者研修課程）にかかる講師要件となる適任職種・資格等

（別紙2-2）

科目名（時間数）	項目名	講師要件となる適任職種・資格等
1 職務の理解（2時間） ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用することも可。	（1）多様なサービスの理解	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士
	（2）介護職の仕事内容や働く現場の理解	○社会福祉士 ○介護支援専門員
2 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）	（1）人権と尊厳を支える介護	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士
	（2）自立に向けた介護	○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○保健師、看護師
3 介護の基本（4時間）	（1）介護職の役割、専門性と多職種との連携	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士 ○社会福祉士
	（2）介護職の職業倫理	○介護支援専門員 ○保健師、看護師
	（3）介護における安全の確保とリスクマネジメント	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士
	（4）介護職の安全	○保健師、看護師

※福祉・介護・看護系大学および養成施設等の教員については、該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する者とする。なお、職務経験は問わない。

※資格による講師については、その資格についての5年以上の実務職務経験を有し、十分な指導力（3年以上の指導的業務経験など）を有していること。ただし、訪問介護員の資格を有して実務に従事した経験のある介護福祉士については、その期間も実務経験として含むものとする。

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)	(1) 介護保険制度	<input type="checkbox"/> 福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 高齢者福祉および介護保険制度を担当している行政関係職員等 <input type="checkbox"/> 社会福祉主事任用資格を有する高齢者福祉施設等生活相談員、管理者等
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	<input type="checkbox"/> 福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 保健師、看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士、作業療法士
	(3) 障害者福祉制度およびその他制度	<input type="checkbox"/> 福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 障害者・児福祉を担当している行政関係職員等 <input type="checkbox"/> 社会福祉主事任用資格を有する障害者・児施設等生活相談員、管理者等
5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1) 介護におけるコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員
	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 保健師、看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士、作業療法士 <input type="checkbox"/> 心理職

※福祉・介護・看護系大学および養成施設等の教員については、該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する者とする。なお、職務経験は問わない。

※資格による講師については、その資格についての5年以上の実務職務経験を有し、十分な指導力（3年以上の指導的業務経験など）を有していること。ただし、訪問介護員の資格を有して実務に従事した経験のある介護福祉士については、その期間も実務経験として含むものとする。

6 老化と認知症の理解（9 時間）	（1）老化に伴うところとからだの変化と日常	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○医師 ○保健師、看護師
	（2）高齢者と健康	○保健師、看護師
	（3）認知症を取り巻く状況	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士 ○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○保健師、看護師 ○作業療法士
	（4）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○医師 ○保健師、看護師 ○作業療法士
	（5）認知症に伴うところとからだの変化と日常生活	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士 ○社会福祉士 ○介護支援専門員
	（6）家族への支援	○保健師、看護師 ○作業療法士 ○心理職

※福祉・介護・看護系大学および養成施設等の教員については、該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する者とする。なお、職務経験は問わない。

※資格による講師については、その資格についての5年以上の実務職務経験を有し、十分な指導力（3年以上の指導的業務経験など）を有していること。ただし、訪問介護員の資格を有して実務に従事した経験のある介護福祉士については、その期間も実務経験として含むものとする。

7 障害の理解 (3 時間)	(1) 障害の基礎的理解	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○医師
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	○保健師、看護師 ○理学療法士、作業療法士 ○社会福祉士 ○心理職
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士 ○社会福祉士 ○介護支援専門員 ○保健師、看護師 ○理学療法士、作業療法士 ○心理職
8 ところとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)  ※移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。 ※介護に必要な基礎知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。	(1) 介護の基本的な考え方 (2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解 (3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 (4) 生活と家事 (5) 快適な居住環境整備と介護 (6) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等 ○介護福祉士 ○保健師、看護師 ※9. 「ところとからだのしくみと生活支援技術」については、原則上記職種・資格者を充てることとする。 ※ただし、以下については科目の内容に合致していると判断できるため、その職種・資格者を充てることを認める。 (4) 生活と家事 ・家政学(家庭科)担当教官

※福祉・介護・看護系大学および養成施設等の教員については、該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する者とする。なお、職務経験は問わない。

※資格による講師については、その資格についての5年以上の実務職務経験を有し、十分な指導力(3年以上の指導的業務経験など)を有していること。ただし、訪問介護員の資格を有して実務に従事した経験のある介護福祉士については、その期間も実務経験として含むものとする。

	<p>(7) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(8) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>(9) 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護</p>	<p>(5) 快適な居住環境整備と介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具専門相談員の資格を取得した後、5年以上の福祉用具の販売・貸与業務の経験を有する者</li> <li>・福祉住環境コーディネーターの資格を取得した後、5年以上の住宅改修業務の経験を有する者</li> </ul> <p>(6) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士又は作業療法士の資格を取得した後、5年以上の直接介助業務の経験を有する者</li> </ul> <p>(7) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士又は管理栄養士の資格を取得した後、5年以上の栄養管理業務の経験を有する者</li> </ul> <p>(9) 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員又は相談支援専門員の資格を取得した後、5年以上のサービス利用計画作成業務の経験を有する者</li> <li>・臨床心理士の認定資格を取得した後、5年以上の相談援助業務の経験を有する者</li> </ul>
	<p>(10) 介護過程の基礎的理解</p>	<p>○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等</p> <p>○介護福祉士</p> <p>○保健師、看護師</p>
<p>10 振り返り（2時間）</p> <p>※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用することも可。</p>	<p>(1) 振り返り</p> <p>(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p>	<p>○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等</p> <p>○介護福祉士</p> <p>○社会福祉士</p> <p>○介護支援専門員</p> <p>○保健師、看護師</p>

※福祉・介護・看護系大学および養成施設等の教員については、該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する者とする。なお、職務経験は問わない。

※資格による講師については、その資格についての5年以上の実務職務経験を有し、十分な指導力（3年以上の指導的業務経験など）を有していること。ただし、訪問介護員の資格を有して実務に従事した経験のある介護福祉士については、その期間も実務経験として含むものとする。

<p>修了評価（0.5時間程度）</p> <p>※全科目修了時に筆記試験により実施</p>	<p>【研修修了評価者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・介護・看護系大学、養成施設および高等学校等の教員等</li> <li>○介護福祉士</li> <li>○社会福祉士</li> <li>○介護支援専門員</li> <li>○保健師、看護師</li> </ul>
---	--

（注1）講義と演習を一体的に実施すること。

（注2）別添1「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

（注3）「8ことからだのしくみと生活支援技術」においては移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。また、「1職務の理解」及び「10振り返り」においては施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うために必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。

（注4）上記とは別に、筆記試験による修了評価（0.5時間程度）を実施すること。

（注5）カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

※福祉・介護・看護系大学および養成施設等の教員については、該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する者とする。なお、職務経験は問わない。

※資格による講師については、その資格についての5年以上の実務職務経験を有し、十分な指導力（3年以上の指導的業務経験など）を有していること。ただし、訪問介護員の資格を有して実務に従事した経験のある介護福祉士については、その期間も実務経験として含むものとする。